

事務連絡
令和3年9月3日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

法人の代表者印の押印を求めている地方税関係書類の取扱いについて

地方税関係書類における押印義務等の見直しについては、令和3年3月4日付総税企第27号「地方税関係書類における押印義務等の見直しについて」において、地方税法令等で押印を求めているない手続であって地方団体が条例等で独自に様式を定めるものも含め、見直しを依頼したところです。

法人の代表者印の押印を求めている地方税関係書類の取扱いについて、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（内閣府 令和2年12月18日【初版】）を踏まえ、下記を参考に、改めて見直しを検討いただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 法人の代表者印（登記印）については、個人の登録印と同様、印鑑証明書の提出を求めておらず、印鑑照合を行えない場合には、押印を求める趣旨に対してその効力が限定的であることから、見直しを行うことが適当であること。
- 2 なお、制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで求めることも考えられること。
- 3 上記の考え方は、各種委任状についても当てはまること。

（参考）

国税当局においては、納税証明書の請求に当たって、交付請求書や代表者の委任状（従業員が申請する場合）への代表者印の押印は求めている。また委任状について、「委任の事実を確認する必要がある場合においては、本人に電話で確認する必要がある」旨を、記載要領等において掲示するといった対応としているところ。

（連絡先）

総務省自治税務局企画課

担当：金谷係長、川原事務官

電話：03-5253-5658

FAX：03-5253-5659

(別紙)

「地方公共団体における押印見直しマニュアル」(内閣府 令和2年12月18日【初版】)

第三章 地方公共団体の押印見直しに係る取組

5. 押印見直し・署名見直しの検討(抄)

(i) 押印見直しの判断基準

基準①: 押印を求める趣旨の合理性の有無

解説: 押印を求める趣旨として、以下3点が挙げられますので、その合理性をそれぞれ検討することで押印見直しを行います。

〈押印が求められている趣旨〉

趣旨	判断のポイント
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は多数存在する。 (基準②参照)
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価される。

登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。

また、登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明書の提出を求めているため印鑑照合を行えない場合には、押印を見直します。さらに、制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで提出を求めることも考えられます。

印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合には、印鑑証明書の提出を見直すことが考えられます。